

16.07

設定登録後の特許（登録）料納付書の
却下等の取扱い

1. 次に該当する場合には、納付書を却下するものとする（手続書類に添付した書面全体から特定することができることを除く。）。
 - （1）提出の趣旨の不明な納付書で手続をしたとき。
 - （2）在外者（在外者と日本国内に住所又は居所を有する者が共同して納付をしたときを含む。）が日本国内に住所又は居所を有する代理人によらないで手続をしたとき（特許管理人を有する在外者が日本国内に滞在している場合にするときを除く。）。
 - （3）権利消滅後若しくは権利の存続期間の終了後に手続をしたとき、又は追納期間（特112条1項、実33条1項、意44条1項、商41条の2第3項）経過後に手続をしたとき（特許法第112条の2第1項、実用新案法第33条の2第1項又は意匠法第44条の2第1項の規定が適用される場合を除く。）。
 - （4）納付書に特許（登録）権者の氏名又は名称並びに納付者の識別番号及び氏名又は名称のいずれも記載がないとき。
 - （5）納付すべき特許（登録）料として特許印紙が全くはられていないとき（現金納付に係る納付済証の添付がないときを含む。）。
 - （6）既に納付済の年分の特許（登録）料を重ねて納付したとき。
 - （7）併合納付（→ [122.02](#)）の手続により行われたものが、同一法域内又は同一権利者でないとき（この場合において、納付書に記載されている法域又は権利者が同一に係るものについては受理し、納付書に記載されていない法域又は権利者に係るものについてのみ却下とする。）。
 - （8）存続期間を超える年分の特許（登録）料を納付したとき。
 - （9）予納を利用する場合において、予納台帳の残高が不足することにより見込額から特許（登録）料の納付に充てることが全くできないとき。
 - （10）口座振替により納付する場合において次に該当するとき。
 - ア. 書面による納付書において口座振替による納付の申出をしたとき。
 - イ. 振替番号の記載がないとき。
 - ウ. 預金口座又は貯金口座の残高の不足等により、特許（登録）料の振替ができないとき。
 - （11）電子現金納付を利用する場合において、取得した納付番号による納付が全くなされてないとき。

ただし、上記（5）、（7）及び（9）から（11）に該当するときであって、期間の定めのため却下とすることが著しく不合理な結果となる場合は補充を指令する。

2. 次に該当する場合には、補充を命ずる。

- (1) 納付書に特許（登録）番号の記載がないとき。
- (2) 特許（登録）番号以外の番号を表示した納付書で手続をしたとき。
- (3) 納付書に納付者の氏名又は名称の記載がないとき（1.（4）に該当する場合を除く。）。
- (4) 特許（登録）料を他法域納付書等により納付したとき（ただし、法別に係る記載事項を訂正した場合に限る。）。
- (5) 納付書記載の納付年分の特許（登録）料又は商標については一括納付若しくは分割納付の別による登録料と納付額が一致しないとき。
- (6) 予納を利用する場合において、次に掲げる事項に該当するとき。
 - ア. 納付書に印を押さず又は識別ラベルをはらないで手続をしたとき。
 - イ. 予納台帳番号が記載されていないとき。
 - ウ. 納付者（代理人があるときはその代理人）が納付書に記載した予納台帳番号の予納台帳の予納者（特例法施行規則第41条の規定による代理人届が提出された者を含む。）でないとき。
- (7) 口座振替により納付する場合において、納付者（代理人があるときはその代理人）が、納付書に記載した振替番号を付与された者（特例法施行規則第41条の規定による代理人届が提出された者を含む。）でないとき。
- (8) 電子現金納付を利用する場合において、次に掲げる事項に該当するとき。
 - ア. 納付番号が記載されていないとき。
 - イ. 納付番号が、納付者（代理人があるときはその代理人）が取得した納付番号でないとき。
- (9) 特許（登録）番号が他の記載事項から判断して相違すると考えられるとき。
- (10) 納付書に特許（登録）権者の氏名又は名称の記載がないとき（1.（4）に該当する場合を除く。）、又は特許（登録）権者が他の記載事項から判断して相違すると考えられるとき。
- (11) 納付者の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称が識別番号付与時又は住所（居所）変更届若しくは氏名（名称）変更届のものと相違するとき。
- (12) 特許（登録）権者と納付者が異なる場合であって、納付者の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称の記載に不備があるとき。
- (13) 特許印紙（現金納付に係る納付済証を含む。）ではなく、収入印紙、切手、証紙、小切手等により納付した場合には、それらを還付し、補充を指令する。
ただし、上記補充の指令に対し、指定された期間内に応答をしないときは特許法第18条の2^{※1}の規定により却下する。

（改訂平成24・4）

※1 特18条の2：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項において準用